

営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等の皆様に協力金を支給します

○ 営業時短要請の概要

令和3年1月7日までの間

対象業種	スナック、バー、居酒屋、カラオケなどの酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店（食品衛生法の飲食店営業許可事業者）
内容	午後10時から午前5時の間の営業自粛要請

令和3年1月8日から2月7日までの間

対象業種	全ての飲食店
内容	午後8時から午前5時の間の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）

○ 市町村毎の要請の期間及び協力金の支給額

別紙のとおり

○ 対象要件

- 茨城県からの営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者であること
- 要請を行った日以前に営業を開始した飲食店等を管理する法人又は個人事業主であること
- 県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施し、「いばらきアマビエちゃん」に登録していること

⚠ 営業時間短縮要請の期間以前に、閉店しているにも関わらず、協力金の申請をされた方などには、支給額を返金していただきます。

宣誓・同意事項

申請者は、次の全ての事項について宣誓又は同意が必要です。

- ・支給対象者であること。
- ・暴力団及び関係者等、大企業、地方公共団体等など不支給要件に該当しないこと。
- ・関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- ・虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- ・営業時間短縮要請期間後も事業を継続する意思があること。
- ・県や業界団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。

◆ 申請方法・申請期間・必要書類等については、裏面をご覧ください。

◆ ご自身の店舗が協力金の対象になるかわからない方は、個別にご相談ください。

○ その他

- ・審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に変えます。
- ・市町村の求めに応じて、申請情報を提供することができます。

○ 申請期間

令和3年1月22日（金）から令和3年3月8日（月）まで

○ 申請方法

○書面申請【配付場所】市町村役場又は商工会・商工会議所
○電子申請

○ 必要書類

- 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金申請書（様式第1号）
※電子申請の場合は、直接情報を入力していただくため、不要です。
- 協力金の振込先の通帳等の写し
- 食品営業許可証の写し（申請する店舗の分全て）
- 元々の営業時間が分かる書類及び営業時間を短縮したことが分かる書類（店舗への貼り紙やホームページの写し等、申請する店舗の分全て）
- 感染防止対策宣言書（いばらきアマビエちゃん）の写し（申請する店舗の分全て）
- 本人確認書類の写し（申請者が個人事業主の場合のみ）

○ ご自身の店舗が協力金対象となるか分からぬ方へ

元々（コロナ禍以前）の20時以降営業している飲食店ですか？

はい

いいえ

要請の期間中、20時から翌5時までの間に営業をしませんでしたか？
また、酒類の提供は7時までとしましたか？

いいえ

はい

協力金の対象となりません。

- （例1）従来から20時までの営業
- （例2）営業時間を短縮したが20時以降も営業した

協力金の対象となります。

- （例1）営業時間を短縮し、20時までに営業を終了し、19時までに酒類の提供を終了した
- （例2）終日休業した

※要請を知るのが遅かったなどの特別な事情により、営業時間短縮の始期が遅れた場合などは、ご相談ください。

詳細については、茨城県HPに掲載しております。

茨城県HP（協力金に関するページ）

[電子申請もこちらから](#)



○ 問合せ先等

【書面申請の提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 宛

（茨城県産業戦略部中小企業課）

*簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予め御了承ください

【問い合わせ先】Tel. 029-301-5393

【開設時間】 9時～17時（平日のみ）

様式第1号

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者・申請法人の情報記載欄)

〒	住所	※個人の場合は居住地の住所、法人の場合は登記されている本店の住所を記載してください。	
個人事業主の氏名 又は法人等の名称	フリガナ ※事業所名（店名、屋号）は記入しないでください。		
代表者	※法人の場合のみ記載してください。		
資本金 (申請日時点)	円	常時使用する従業員 ^{※1} の数 (申請日時点)	人 ※法人の場合のみ記載してください。
電話番号	※常時連絡が取れる電話番号を記載してください。 ※1 常時使用する従業員には、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者を含め、役員は除きます。		

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 申請の概要等

(事業所1)

事業所名	
事業所所在地	茨城県 マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

(事業所2)

事業所名	
事業所所在地	茨城県 マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

*営業時間短縮要請に応じた事業所が3店舗以上の場合は、3店舗以降を別紙に記入してください。

申請額（合計）	万円（※全ての事業所の協力金の額（小計）を合算した金額を記載してください。）
---------	--

* 時短営業した期間の欄には、店舗ごとに要請に協力いただいた期間を記入してください。

* 協力金の額（小計）には、店舗ごとの協力金の額を記入してください。

* 申請額（合計）は申請する店舗ごとの協力金の金額（小計）の合計を記入してください。

* 既に1度申請いただいている場合は、様式2を使用してください。

2 添付書類（すべて必須。添付したものに☑してください。）

- 協力金の振込先の通帳等の写し
- 食品営業許可証の写し（申請する店舗の分全て）
- 元々の営業時間が分かる書類及び営業時間を短縮したことが分かる書類（店舗への貼り紙やホームページの写し等、申請する店舗の分全て）
- 感染防止対策宣誓書（いばらきアマビエちゃん）の写し（申請する店舗の分全て）
- 本人確認の書面（運転免許証、パスポート又は保険証など）の写し

※本人確認の書面は個人事業主のみ

3 宣誓項目（すべて必須。確認の上、☑してください）

- 支給要綱第2条に掲げる以下の支給対象者の要件を満たす者であること。
 - ・申請書に掲げる施設が支給要綱別紙に掲げる営業時間短縮要請の対象市町村に所在する要請対象事業者であること。
 - ・支給要綱別紙に掲げる要請の期間において、営業時間短縮要請前に要請に係る時間に営業を行っていた店舗が、県の要請に従って営業時間の短縮等を行ったこと。（終日休業を含む）。
 - ・営業時間の短縮要請の期間より前に開業しておりかつ、営業の実態があること
 - ・いばらきアマビエちゃんに登録していること。
- 支給要綱第3条に掲げる以下の不支給要件に該当しないこと。
 - ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者
 - ・代表者又は役員のうちに茨城県暴力団排除条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者がある中小企業者等
 - ・地方公共団体、大企業者（みなし大企業を含む）
- 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- 営業時間短縮要請の期間後も事業を継続する意思があること。
- 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- 店舗の利用者に「いばらきアマビエちゃん」の登録を積極的に促すこと。

4 協力金振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目(※)	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
フリガナ					
口座名義(※)					

※ 種目は、普通の方は「1」、当座の方は「2」を記載してください。

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

5 添付資料

添付書類	備考
協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類（普通/当座）及び口座番号が <u>全て</u> 記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したもの提出でも可
営業時間短縮を行う店舗の食品衛生法等に基づく食品営業許可証の写し	申請する店舗の分全てを提出してください。
元々の営業時間が分かる書類及び要請期間中に営業時間を短縮したことがわかる書面	申請する店舗の分全ての元々の営業時間が分かるもの及び営業時間の短縮を告知するH Pや店頭ポスターの写し等を提出してください。 ※写真撮影したものの提出でも可
感染防止対策宣誓書（いばらきアマビエちゃん）	申請する店舗の分全てを提出してください。
<個人事業主の場合>本人確認の書面	運転免許証、パスポート又は保険証などの写しを提出してください。

この様式は、11月30日以降に、営業時間短縮要請協力金の申請を
1度申請いただいた方が使うものです。

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金追加支給申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

(申請者・申請法人の情報記載欄)

〒	住所	※個人の場合は居住地の住所、法人の場合は登記されている本店の住所を記載してください。
個人事業主の氏名 又は法人等の名称	フリガナ	
		※事業所名（店名、屋号）は記入しないでください。
代表者	※法人の場合のみ記載してください。	
電話番号	※常時連絡が取れる電話番号を記載してください。	

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金の追加支給を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1 追加申請の概要等

(事業所1)

事業所名	
事業所所在地	茨城県 マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

(事業所2)

事業所名	
事業所所在地	茨城県 マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

* 営業時間短縮要請に応じた事業所が3店舗以上の場合は、3店舗以降を別紙に記入してください。

申請額	万円
-----	----

2 添付書類：元々の営業時間が分かる書類及び営業時間を短縮したことが分かる書類

(申請する店舗の分全ての元々の営業時間が分かるもの及び営業時間の短縮を告知するHPや店頭ポスターの写し等を提出してください。※写真撮影したものの提出でも可)

3 協力金振込先

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目(※)	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	□本店 □支店 □出張所				
フリガナ					
口座名義(※)					

※ 種目は、普通の方は「1」、当座の方は「2」を記載してください。

※ 口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人、個人の場合は当該個人に限ります。

※ 前回提出していただいた様式第1号に記載している振込先の口座から変更がある場合は、口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類（普通/当座）及び口座番号が全て記載されたものを提出してください。（インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したもの提出でも可）

申請書別紙

※営業時間短縮要請に応じた事業所が3店舗以上の場合は、3店舗以降を本書に記入してください。
(事業所3)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

(事業所4)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

(事業所5)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

(事業所6)

事業所名	
事業所所在地	茨城県
	マンション・アパート名など
時短営業した期間	
協力金の額（小計）	万円

※店舗数が6店舗を超える場合は、本書を適宜コピーしてご提出ください。

茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、知事が行う営業時間の短縮要請（以下「営業時間の短縮要請」という。）に全面的に協力する中小企業者等に対し、予算の範囲内において、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、この要綱に定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 協力金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 要請の対象となる市町村（別紙の2）に所在する、要請対象事業者（別紙の3）を運営するものであること。
- (2) 営業時間の短縮要請の期間（別紙の1）より前に開業しておりかつ、営業の実態があること。
- (3) 営業時間短縮要請の全ての期間（別紙の1）に要請（別紙の4）に協力した事業者であること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を受けている者であること。
- (5) 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）第2条第3号に規定する特定システム（以下「いばらきアマビエちゃん」という。）に登録していること。

(不支給要件)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、協力金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号から同条第3号に規定する者
- (2) 代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（条例第2条第2号及び同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者等
- (3) 地方公共団体
- (4) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業及びこれに類する法人

(警察本部等への確認)

第4条 知事は、必要に応じ協力金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第1項第1号及び第2号の該当の有無を県警察本部長あて照会することができる。

(協力金の額)

第5条 協力金の額は、別紙に掲げるとおりとする。

(協力金の申請)

第6条 支給対象者は、協力金の支給を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式第1号)。以下「申請書」という。又は電子申請により必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 協力金の申請期間は、知事が別に定める。

(協力金の追加申請)

第7条 前条の申請をした者のうち、事情の変更があり、追加で協力金の支給を受けようとするときは、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金追加支給申請書(様式第2号)又は電子申請により必要な書類を添えて、知事に申請するものとする。

2 協力金の追加申請の期間は、前条第2項に準ずる。

(宣誓・同意事項)

第8条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、協力金を支給しない。

- (1) 第2条に規定する支給対象者であること。
- (2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。
- (3) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- (4) 虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- (5) 県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組(ガイドライン)」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- (6) 営業時間短縮要請の期間後も事業を継続する意思があること。
- (7) 店舗の利用者に「いばらきアマビエちゃん」の登録を積極的に促すこと。

(協力金の支給決定等)

第9条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認められるときは協力金の支給を決定し、協力金を支給するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、協力金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金不支給決定通知書(様式第3号)により、その旨を通知するものとする。

(協力金支給の方法)

第10条 知事は、協力金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振替払の方法により支給する。

(支給申請のみなし取下げ)

第11条 知事は、関係書類の不備により振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30日間関係書類の補正等が行われなかつた場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかつたと認められるときは、当該協力金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査・提供)

第12条 知事は、協力金の支給について、必要と認めるときは、申請者等関係者に対して書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、協力金の支給に関する情報について、法律等に基づき、地方公共団体等に対し提供することができる。

(支給決定の取消し等)

第13条 知事は、協力金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額にかかる支給決定を取り消すことができる。

- (1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない協力金を受け、又は受けようとする場合 支給決定した協力金の全額
 - (2) 前号に該当しない場合であって、協力金の支給を受けた者に支給されるべき協力金の額を超えて支給を受けた場合 当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額
- 2 知事は、前項第1号に該当すると認めたときは、前項第1号に該当すると認めた日又は協力金の支給決定を取り消した日以後、当該者に協力金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(協力金の返還等)

第14条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した協力金の返還を命ずることができる。

- 2 知事は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく協力金の返還を命ずる場合には、その命令に係る協力金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項に基づく協力金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。
- 4 第3項に基づく協力金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月7日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱で定める様式は、当分の間、なお使用することができる。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱で定める様式は、当分の間、なお使用することができる。

(別紙)

要請の期間 (別紙の1)	対象市町村 (別紙の2)	要請対象事業者※1 (別紙の3)	要請内容※2 (別紙の4)	協力金 の金額 ※3
令和2年11月30日～12月13日	土浦市、古河市、取手市、牛久市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、阿見町	酒類を提供する飲食店 又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	28万円
令和2年12月2日～12月13日	鹿嶋市、坂東市	酒類を提供する飲食店 又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	24万円
令和2年12月3日～12月13日	常総市	酒類を提供する飲食店 又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	22万円
令和2年12月14日～12月20日	土浦市、つくばみらい市、利根町	酒類を提供する飲食店 又は接待を伴う飲食店	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	14万円
令和3年1月6日～1月12日	水戸市（大工町1丁目～3丁目、土浦市、結城市、常総市、ひたちなか市、稲敷市、城里町、阿見町	酒類を提供する飲食店 又は接待を伴う飲食店 (1月8日以降は、すべての飲食店に対して要請)	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。 (1月8日以降は20時から翌朝5時まで営業を行わないこと)	28万円
令和3年1月7日～1月12日	日立市、牛久市、八千代町	酒類を提供する飲食店 又は接待を伴う飲食店 (1月8日以降は、すべての飲食店に対して要請)	22時から翌朝5時までの営業を行わないこと。 (1月8日以降は20時から翌朝5時まで営業を行わないこと)	24万円
令和3年1月8日～1月12日	水戸市（全域、※大工町1丁目～3丁目は1月6日から要請）、石岡市、龍ヶ崎市、笠間市、取手市、つくば市、守谷市、坂東市、河内町、利根町	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	20万円
令和3年1月13日～1月20日	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、東海村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	32万円
令和3年1月14日～1月20日	下妻市、那珂市、美浦村	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	28万円
令和3年1月18日～2月7日	県内全市町村	飲食店	20時から翌朝5時までの営業を行わないこと。	84万円

※1：営業時間短縮要請前に、要請に係る時間に営業を行っていた店舗であること。

※2：終日休業した場合も含む。

※3：要請にかかる日数が重複している場合は、重複する日数を1日として協力金額を計算します。

